

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年5月12日

京都市人事委員会委員長 松井 珍男子

京都市人事委員会規則第1号

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表本庁の項中「保健政策監」を「保健政策監 交通政策監」に改め、同表京北農林事務所の項中「担当課長」を削り、同表醍醐和光寮の項中「次長」を削り、同表クリーンセンターの項中「担当課長」を削り、同表埋立事業管理事務所の項の次に次の1項を加える。

魚アラリサイクルセンター	所長
--------------	----

別表土木事務所の項中「担当課長」を削り、同表教育委員会事務局の項中「地域教育専門主事室副室長」及び「地域教育専門主事」を削り、同表高等学校の項中「副校长」を「准校長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人事委員会事務局調査課)